

4. 子育て

(1) 母子健康手帳

① 沼津市保健センター ☎055-951-3480

妊娠の診断を受けたら、病院で「妊娠届出書」をもらいます。
その後、保健センターに行って母子健康手帳をもらいましょう。
母子健康手帳には、母とこの健康、子どもの発育、予防接種状況などを記録します。
外国語版もあります。

(2) 乳幼児健康診査・相談・子どもの予防接種

詳しくは、41 ページをみてください。

(3) 各種助成

○こども医療費助成

① こども家庭課 ☎055-934-4827

対 象：子どもが沼津市に住民登録していて、
健康保険に加入している人

助成内容：0歳～高校3年生相当年齢の子どもは
通院・入院ともに自己負担額が無料

※食事療養費標準負担額も対象

助成を受けるには、「こども医療費受給者証」が必要です。

子どもの健康保険証と、印鑑をもって、こども家庭課で手続きします。

毎年10月に更新します。

病院などで、必ず健康保険証と「こども医療費受給者証」を窓口に見せてください。

※詳しくはお問い合わせください。

○未熟児養育医療費助成

① 沼津市保健センター ☎055-951-3480

対象：

子どもと保護者が沼津市に住民登録していて、医師が未熟児だと認めた人

▼こども医療費受給者証(みほん)

こども医療費受給者証			
公費負担番号	83220038		
受給者番号	0000000000		
〒410-8601 沼津市御幸町1-6 沼津 太郎			
見本			
受給者	氏 名	沼津 花子	女
	生年月日	平成30年 4月2日	
有効期限	令和 2年10月 1日 から		
	令和 3年 9月30日 まで		
自己負担額	入院	無 料	
	通院	[食事療養費標準負担額も助成対象]	
摘 要			
令和 2年10月1日			
沼津市長			

助成内容：

未熟児の治療が可能な病院で、治療が完了するまでの入院に必要な医療費を助成します。

※詳しくは病院か沼津市保健センターにお問い合わせください。

(4) 各種手当

① こども家庭課 ☎055-934-4827

○児童手当

対象：

日本に住んでいる 15 歳まで(中学校修了前まで)の子どもを育てている人

手当額：5,000 円～15,000 円／月

(子どもの年齢や人数などによってかわる)

支払い月：10 月(6・7・8・9 月分)

2 月(10・11・12・1 月分)

6 月(2・3・4・5 月分)

必要なもの：

請求する人(父または母)の在留カードまたは特別永住者証明書

子どもの在留カードまたは特別永住者証明書

請求する人の預金通帳

請求する人の印鑑

請求する人の健康保険証(社会保険の人のみ)

児童手当用所得(課税)証明書

請求する人とその配偶者のマイナンバーカード(個人番号カード)

(またはマイナンバー通知カード)

※他の書類も必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

その他：

現況届は 6 月です。対象者には通知が届きます。

手続きしないと手当がとまります。

状況が変わったとき(引っ越すとき、国に帰るとき、電話番号が変わったときなど)は必ず連絡してください。

○児童扶養手当

対象：

日本に住んでいる原則 18 歳以下の子どもを育てている人で、父または母がいない世帯・父または母が重度の障害者の世帯(公的年金をもらっている人は、その額によっては児童扶養手当がもらえない場合があります。詳しくはお問い合わせください。)

手当額：前年の所得や子どもの数などによってかわります。

支払い月：

1月(11・12月分)

3月(1・2月分)

5月(3・4月分)

7月(5・6月分)

9月(7・8月分)

11月(9・10月分)

必要なもの：

請求する人の独身証明書などとその翻訳

母子・父子家庭証明(民生委員が発行する)

請求する人と同居している人全員のマイナンバーカード(個人番号カード)

在留カードまたは特別永住者証明書

預金通帳

年金手帳(年金の基礎番号がわかるもの)

印鑑 など

※他の書類も必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

その他：

現況届は8月です。対象者には通知が届きます。

手続きしないと手当がとまります。

状況が変わったとき(結婚したとき、パートナーと一緒に暮らすとき、引っ越すとき、在留期間を更新したとき、電話番号が変わったときなど)はかならず連絡してください。

○母子家庭等医療費助成

対象：

日本に住んでいる所得税が課税されていない、ひとり親家庭の母(または父)と20歳未満の子供

助成内容：

医療費の保険診療分があとから戻ってきます。

必要なもの：

在留カードまたは特別永住者証明書

健康保険証(母(または父)と子全員分)

預金通帳

印鑑

その他：

健康保険証と一緒に使ってください。

健康保険が適用されない費用は助成されません。

母子家庭等でなくなった場合(パートナーと一緒に暮らしたり、お金をもらってい

るなど）や引っ越しをする時はかならず連絡してください。

対象でない期間に受給者証を使ったときは、後からお金を返さなければなりません。

※各手当について詳しくはお問い合わせください。

(5) 保育園・幼稚園など

沼津市には小学校入学前の子どもを保育したり、教育したりする施設があります。目的によって、利用する施設が違います。

① 保育園・小規模保育施設

0歳～小学校前の子ども（小規模保育施設は0歳～2歳）を、下記の理由により保護者のかわりに保育するところ

保育を必要とする理由：

市内に住み、子どもの保護者がみな、仕事や病気のため家で子どもを保育する事ができないとき

（例）仕事をしている（月64時間以上）・妊娠または出産前後・病気・心身障害・病人を24時間介護している など

② 幼稚園

3歳以上（4月時点）から小学校入学前の子どもを教育するところ（満3歳から受け入れているところもあります。詳しくは各園にお問い合わせください。）

③ 認定こども園

保育園と幼稚園の機能を併せ持ったところ

○ 申し込み

◆ 保育園・小規模保育施設・認定こども園

- ①** 保育園・認定こども園（保育園部）・小規模保育施設：子育て支援課 ☎055-934-4826
認定こども園（幼稚園部）：各認定こども園

受付：4月入所の申し込み…10月から

5月以降の途中入所の申し込み…前月の15日（※）まで

※15日が休みの時はその前の市役所が開いている日

必要なもの：

施設利用申込書兼児童台帳兼現況届

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

保育を必要とする状況を確認する書類（勤務証明書など）

児童の状況調査票

家族全員の在留カードまたは特別永住者証明書

※他の書類も必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

その他：

審査をして、優先順位を決めます。

空きがないと入れません。

保育料は家族の収入によって変わります。

※詳しくはお問い合わせください。

◆幼稚園

① 各幼稚園

受付：10 月から

必要なもの：詳しくは、各幼稚園に直接お問い合わせください。

(6) 小学校・中学校

① 学校教育課 ☎055-934-4808

外国籍の子どもも、自分たちが住んでいる地区にある、市立の小学校・中学校（指定校）に入学することができます。

○転入

日本の学校は毎年 4 月に始まります。

1 年の途中で来日したり、他の市町村から引っ越してきたりしたときは、その時から指定校に転入することができます。

日本語の理解力にかかわらず、原則子どもの年齢に応じた学年に入ります。

市民課で転入届をした後、学校教育課で手続きをします。

必要なもの：子どもと保護者の在留カードまたは特別永住者証明書

○転校

沼津市内で引っ越すときも、市外へ引っ越すときも必ず手続きしてください。

まず今通っている学校に、引っ越すことを連絡します。

そのあと、市民課と学校教育課で手続きをします。

必要なもの：子どもと保護者の在留カードまたは特別永住者証明書

○外国人児童生徒相談員・指導協力者

日本語がうまく話せない子どものために、通訳を派遣する制度です。

学校が派遣を申請しますので、担任の先生と相談してください。

外国にルーツのある親子のために、ボランティアの日本語教室があります。

「親子で学ぶにほんごひろば」

①第五地区センター 沼津市五月町 15-1

日曜日 13:30～15:00

②今沢地区センター 沼津市今沢 527-21

日曜日 9:30～11:00

※場所によってやる日がちがいます。スケジュールは地域自治課にお問い合わせください。

◆放課後児童クラブ

① 子育て支援課 ☎055-934-4842

月間 15 日以上、仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生を、授業が終わってから夕方 6 時まで預かるところです。

申し込みは、各クラブに直接してください。

指導料・おやつ代などの費用がかかります。詳しくはお問い合わせください。